

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療(マル老・健管)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、福祉医療(マル老・健管)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府福知山市長

## 公表日

令和5年10月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療(マル老・健管)に関する事務
②事務の概要	京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱、京都府重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱、福知山市福祉医療給付事業実施要綱及び福知山市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱に基づき、福祉医療(老人医療・重度心身障害老人健康管理事業)の審査、認定及び給付事務等を行う。
③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバ (5)福祉系基幹業務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20・30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民総務部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7018

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 3. 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する。	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成27年10月5日	I 4. ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成27年10月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の6・12の項	事後	
平成28年2月5日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の6・12の項	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の17・28の項	事後	
平成28年4月5日	I 5. ②所属長	保険課長 山路 智子	保険課長 村瀬 勝子	事後	
平成29年9月25日	I 7. 請求先	市長公室秘書課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成29年9月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年8月31日時点	事後	
平成29年9月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年4月13日	I 5. ①部署	市民人権環境部保険課	市民総務部保険年金課	事後	
平成30年4月13日	I 5. ②所属長	保険課長 村瀬 勝子	保険年金課長 村瀬 勝子	事後	
平成30年4月13日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月13日	I 8. 連絡先	市民人権環境部保険課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7018	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7018	事後	
平成30年11月30日	I 1. ③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)Topics21 (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)Topics21 (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー (6)福祉系基幹業務支援システム	事前	
平成30年11月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成30年11月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 5. ②所属長の役職名	保険年金課長 村瀬 勝子	保険年金課長	事後	
令和1年6月18日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年10月31日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月18日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目を追加	事後	
令和2年8月6日	I 1. ③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)Topics21 (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー (6)福祉系基幹業務支援システム	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー (5)福祉系基幹業務支援システム	事後	
令和2年8月6日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年6月30日時点	事後	5年前の評価の再実施
令和2年8月6日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	5年前の評価の再実施
令和5年10月12日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の17・28の項	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20・30の項	事後	
令和5年10月12日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和5年9月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月12日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	